

令和6年度 第2回

地域包括支援に関する会議

資料 2

2 報告

(2) 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業について

令和6年11月12日
北九州市 保健福祉局 地域福祉推進課

アジェンダ

■重層的支援体制整備事業の概要

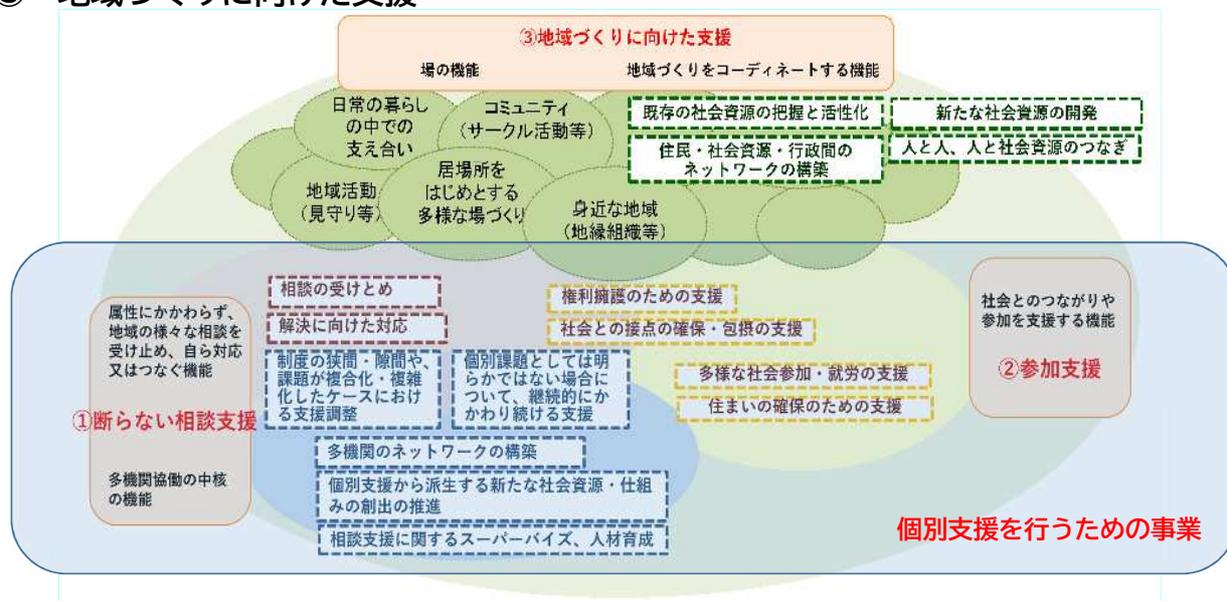
□北九州市における重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業の3つの支援

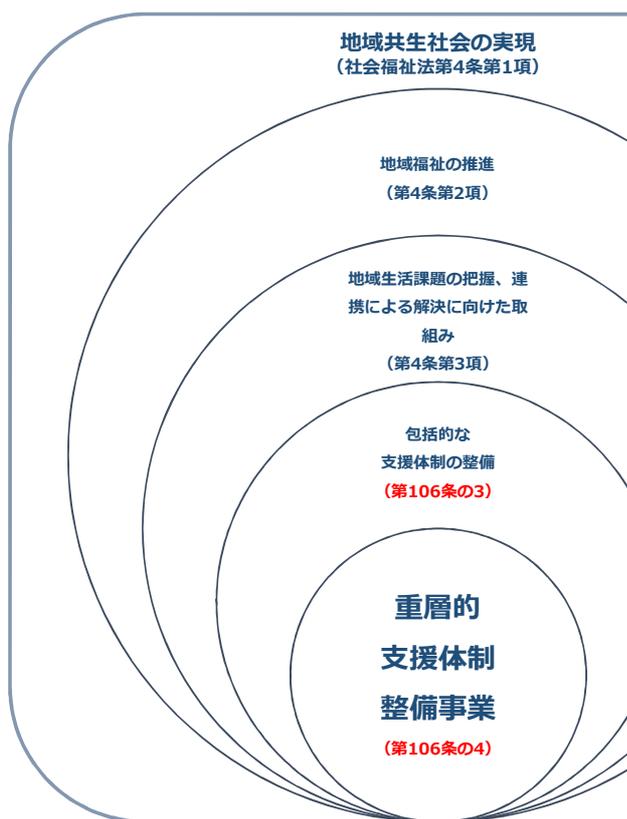
重層的支援体制整備事業は、

市町村がそれぞれの実情に応じて**包括的な支援体制を整備するため**、**個別支援と地域づくりを一体的に実施**する事業

- ① 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
- ② 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
- ③ 地域づくりに向けた支援



「包括的な支援体制」の法令上の定義



地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、

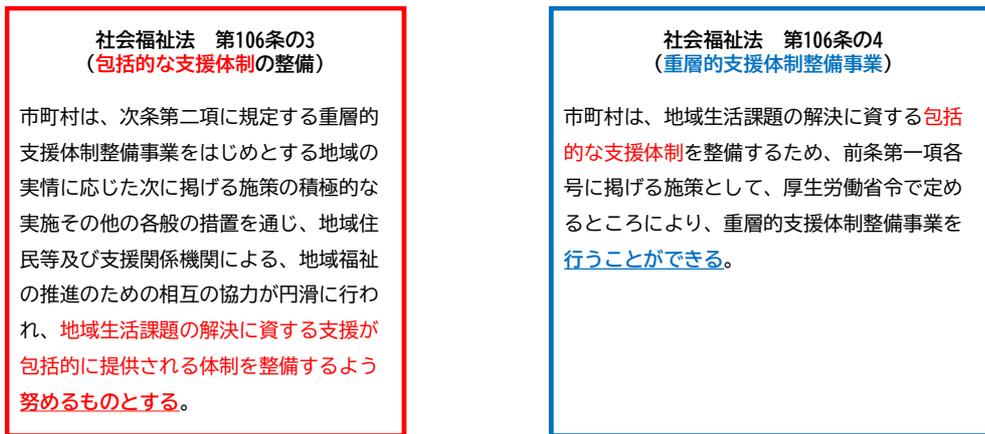
- ①地域共生社会の実現を目指して（第4条第1項）、
- ②地域住民等が主体となって、相互に協力し（第4条第2項）、
- ③様々な地域生活課題について把握し、支援関係機関の連携等により解決を図る（第4条第3項）

ことで行わなければならない

そのために、地域住民等及び支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備する**（第106条の3）よう努める

住民の交流の機会づくり（第106条の3第1号）、住民同士の見守り・地域での話し合いへの専門職の参加（第106条の3第2号）、専門職による個別の支援会議等（第106条の3第3号）の実施を通じ、**包括的な支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業を実施**することが出来る

「包括的な支援体制」の整備は「努力義務」、重層事業は「任意事業」



包括的な支援体制の整備は、
努力義務

重層的支援体制整備事業は、
手あげに基づく任意事業

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
(令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」)

「包括的な支援体制」の法令上の定義

<社会福祉法第106条の3（包括的な支援体制の整備）>

第1項	市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。	
	第1号	地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
	第2号	地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
	第3号	生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

第1・2号＝地域に言及▶**地域づくり**

【第2号】どんな地域生活課題を抱える人も地域で受け止める

【第1号】そのために自分事と捉えられるような働きかけを行う

第3号＝支援関係機関に言及▶**個別支援**

【第3号】地域からつながってきた地域生活課題に対し、支援関係機関が多機関協働により支援する

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
(令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」)

「包括的な支援体制」に関する4つの誤解

誤解1

「包括的な支援体制」 = 「包括的相談支援事業」ではない

「包括的な支援体制」はより上位にある大きな概念であり、「包括的相談支援事業」はそれに向けた取組・手段の一つである。

誤解2

「これまで全くなかった機能を新規に整備するもの」ではない

既存のソーシャルワーク機能をより発揮しやすくするための体制整備の取組である。

誤解3

「複雑化・複合化した“後”のケース対応を主眼に置いている」のではない

本来であれば、課題が複雑化・複合化する前に、早い段階で対応、あるいは予防することはできなかったのかを考えるべき。

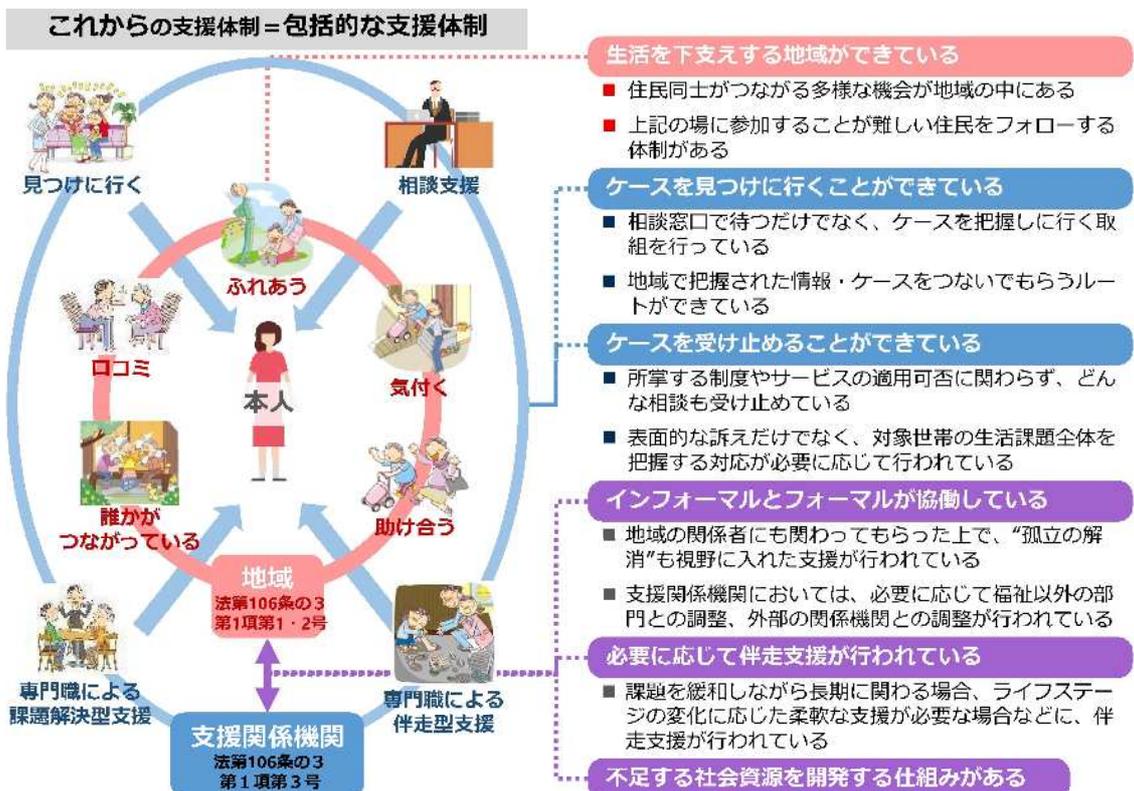
誤解4

「“受け皿”を確保するために、地域づくりを進める」のではない

人は元々「地域」に身をおいて生活しており、地域で暮らしていくためにインフォーマル資源を“活用”するのは「支援者」ではなく「本人」である。

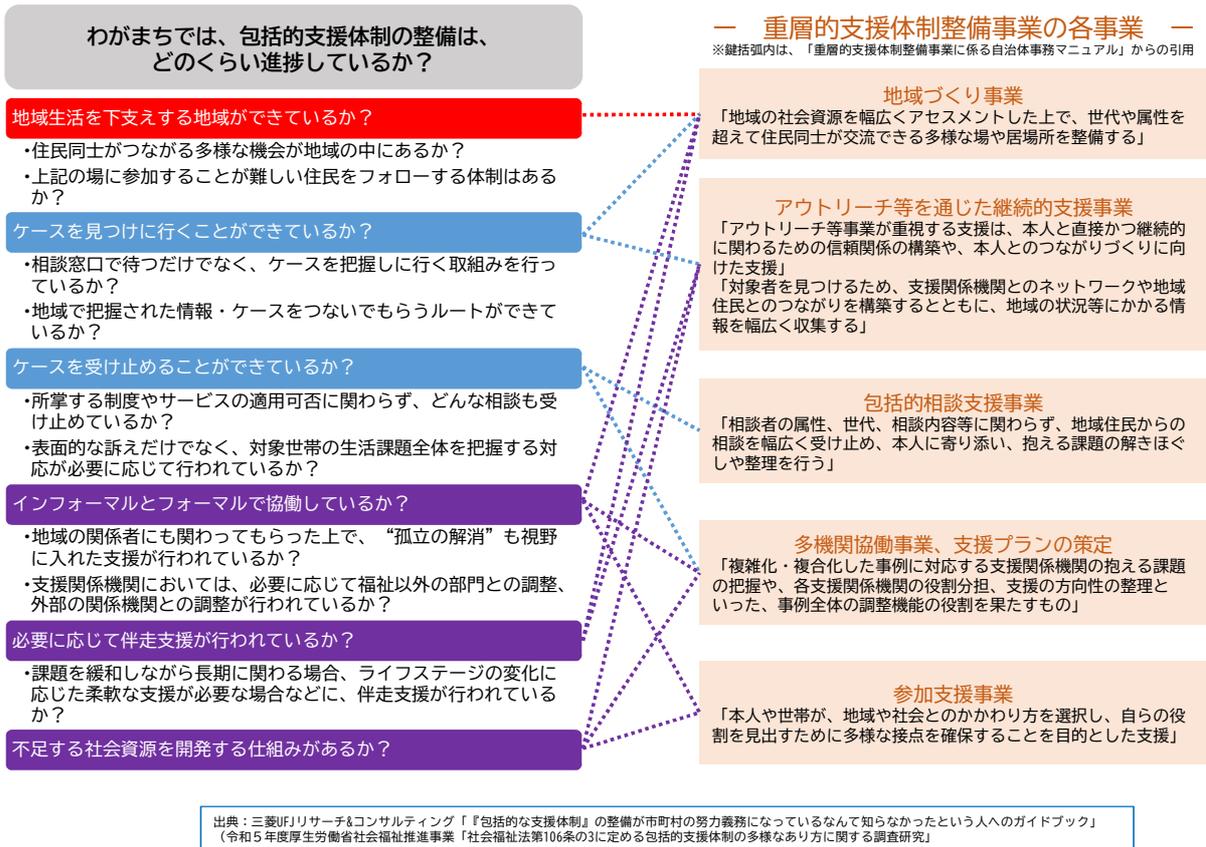
出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
 (令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」)

包括的な支援体制の整備は、「個別支援」と「地域づくり」の両輪で進める



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」
 (令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」)

包括的な支援体制と重層的支援体制整備事業の関係



重層的支援体制整備事業で用意されている事業メニュー（社会福祉法第106条の4第2項）

機能	既存制度の対象事業等
【第1号】 包括的相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ・ 受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。 ・ 複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐ。 	【介護】 地域包括支援センターの運営 【障害】 障害者相談支援事業 【子ども】 利用者支援事業 【困窮】 自立相談支援事業
【第2号】 参加支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う ・ 新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図る。 	★新規事業
【第3号】 地域づくりに向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ・ 多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。 	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業） 【介護】 生活支援体制整備事業 【障害】 地域活動支援センター事業 【子ども】 地域子育て支援拠点事業 【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
【第4号】 アウトリーチ等を通じた継続的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問等により継続的に繋がり続ける機能 ・ 関係機関や地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける 	★新規事業
【第5号】 多機関協働 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 	★新規事業

アジェンダ

□重層的支援体制整備事業の概要

■北九州市における重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業スケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業内容	検証・準備 ①多機関協働事業におけるいのちネット担当係長の役割検討 ②いのちネット事業とアウトリーチ等継続的支援事業の関係性の整理 ③参加支援事業の実施方法の検討	移行準備事業実施 【門司区・八幡東区】 ①多機関協働事業 ②伴走型支援事業 ③いのちをつなぐネットワーク事業 ④参加支援事業	移行準備事業実施 【門司区・八幡東区・八幡西区・戸畑区】 ①多機関協働事業 ②伴走型支援事業 ③いのちをつなぐネットワーク事業 ④参加支援事業	重層事業実施 【全区】 ①多機関協働事業 ②伴走型支援事業 ③いのちをつなぐネットワーク事業 ④参加支援事業 ⑤包括的相談支援事業 ⑥地域づくり事業
		利用しやすいサービスの提供とPDCAによるサービスの継続的な進化		
体制構築 庁内外連携	「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」などによる、官民連携体制の構築・成熟			
	「孤独・孤立対策推進のための庁内関係課長連携会議」など、庁内連携体制の構築・維持			

北九州市における重層的支援体制整備事業

北九州市がこれまで取組んできた「いのちをつなぐネットワーク」には、「包括的な支援体制」の構築に必要な要素が全て含まれており、「いのちをつなぐネットワーク」の取り組みは、「包括的な支援体制」を構築するために実施をする「重層的支援体制整備事業」そのものである。

北九州市においては、地域共生社会の実現に向け、これまで取組んできた「いのちをつなぐネットワーク」を北九州市における「**重層的支援体制整備事業**」として位置づけ、「いのちをつなぐネットワーク」を更に充実・強化していくことで、「重層的支援体制整備事業」を展開する。

また、「**重層的支援体制整備事業**」の実施は、**孤独・孤立対策の推進にも資する**ものであり、北九州市における孤独・孤立対策は、「いのちをつなぐネットワーク（重層的支援体制整備事業）」を強化・充実することで、孤独・孤立の問題や、そこから生じ得る更なる問題に至ることを防ぐ「予防」の観点からの取組を推進する。

	地域共生社会 【Philosophy】	孤独・孤立対策 【Measure】	いのちをつなぐネットワーク
理念・哲学 (Philosophy)	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会	「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」 「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」	引きこもりや一人暮らし、その他孤独感や不安感を抱えている人などが、地域の方々と一緒に語らい、地域の一員として、 その人らしく生活していけるような、「支援や見守りが必要な人を地域全体で支えることのできる地域づくり（地域の課題を地域で考え、地域で解決する）」を目指す。
政策・方針 (Policy)	地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が 包括的に提供される体制を整備 【包括的な支援体制の整備】	孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めること等により、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進すること（孤独・孤立対策推進法第1条 目的） ・ 孤独・孤立双方への社会全体での対応 ・ 当事者等への立場に立った施策の推進 ・ 社会との関わり及び人々との「つながり」を実現できるための施策の推進 (孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 基本理念) (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実現できる地域づくりを行う (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する (孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 基本方針)	“いのちをつなぐ”をキーワードに、既存の地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結び付け、セーフティネットの網の目を細かくしていくことで、支援が必要な人を一人でも多く救えるよう、市民・企業・行政の力を結集して「地域での見守り・支援体制（地域福祉のネットワーク）」を更に強化・充実する。 「地域での見守り・支援体制」を充実・強化するためには、市民や、民間企業・団体と行政とが一体となって、地域福祉の面からの地域づくりに取り組む必要があることから、「いのちをつなぐネットワーク担当係長」を配置する。
事業 (program)	重層的支援体制整備事業	他の関係法律による施策（重層的支援体制整備事業など）	見つける・つなげる・見守る

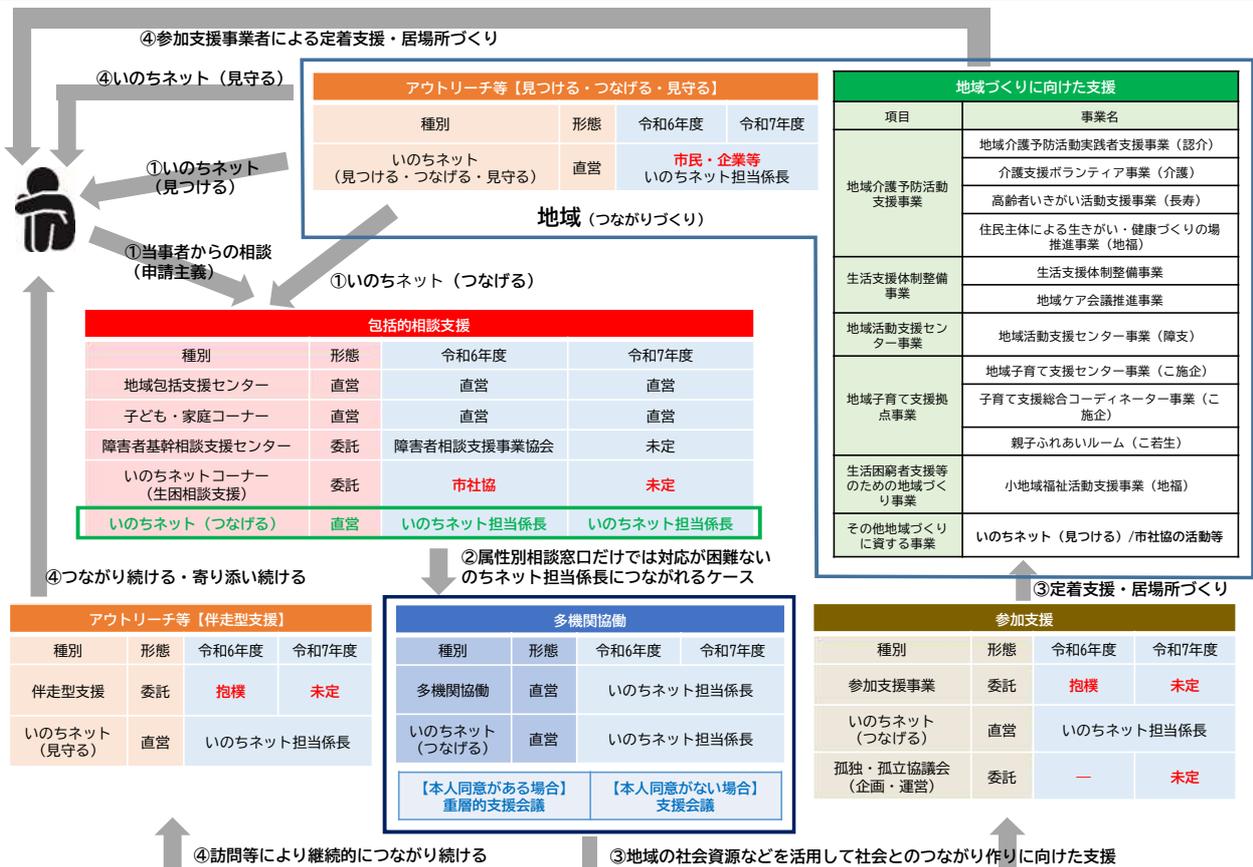
重層的支援体制整備事業といのちをつなぐネットワーク

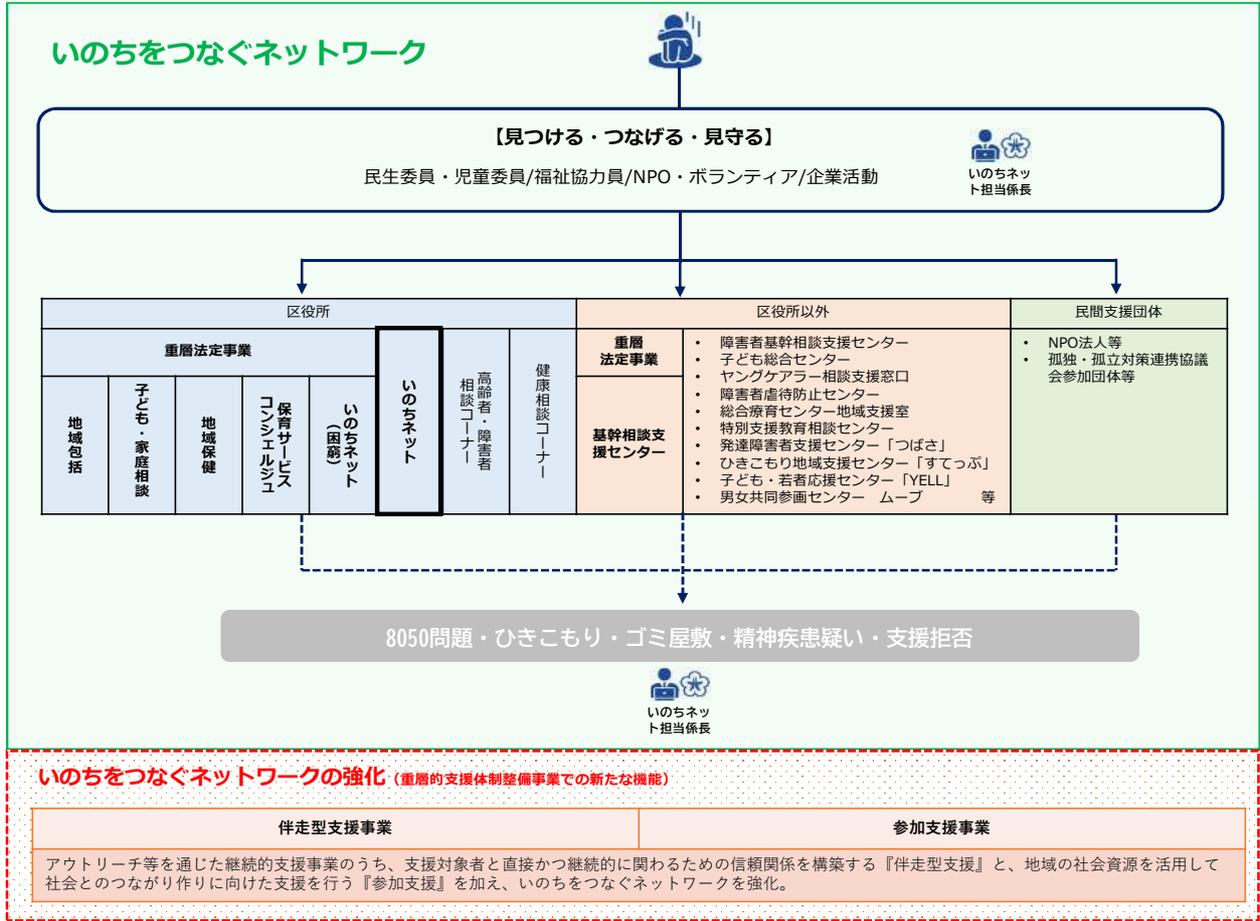
社会福祉法第106条の4第2項	いのちをつなぐネットワーク		
【第1号】包括的相談支援 ・ 属性や世代を問わず 包括的に相談を受け止める 。 ・ 受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。 ・ 複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐ。	つなげる	市民・企業等の役割	—
		担当係長の役割	地域からの情報を受け、支援ができる制度やサービスはないか、 区役所全体で検討し 、支援方法を決定する。
【第2号】参加支援 ・ 地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援 を行う。 ・ 新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図る。	つなげる	市民・企業等の役割	—
		担当係長の役割	地域からの情報を受け、 支援ができる制度やサービスはないか、区役所全体で検討し 、支援方法を決定する。 ※地域に向いて、 新たな社会資源などの情報を集める 。
【第3号】地域づくりに向けた支援 ・ 世代や属性を超えて 交流できる場や居場所を整備 する。 ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ・ 多様な地域づくりの担い手が出会い 、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。	見つける	市民・企業等の役割	—
		担当係長の役割	地域に向いて 、支援や見守りが必要と思われる人の情報を集める。 ※ふれあいネットワーク連絡調整会議や協議体、民児協など、地域に向いて、 地域づくりの支援 を行う。
【第4号】アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能 関係機関や地域住民とのつながりを構築 する中でニーズを抱える相談者を見つける。	見守る	市民・企業等の役割	継続的な見守りが必要な人を、皆で協力して見守る。
		担当係長の役割	地域での見守りの活動を支援。 ※定期訪問や安否確認で、継続的につながり続ける
	見つける	市民・企業等の役割	無理のない日常の活動の中で、支援や見守りが必要と思われる人がいないか、 気を配り見つける 。
		担当係長の役割	地域に向いて、支援や見守りが必要と思われる人の情報を集める。
つなげる	市民・企業等の役割	支援や見守りが必要と思われる人に気付いた場合に、民生委員等に相談し、対応が困難な場合にはいのちネット担当係長に相談するなどして、必要な制度やサービスにつなぐ。	
	担当係長の役割	—	
【第5号】多機関協働 ・ 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	つなげる	市民・企業等の役割	—
		担当係長の役割	地域からの情報を受け、支援ができる制度やサービスはないか、 区役所全体で検討し 、支援方法を決定する。

北九州市における重層的支援体制整備事業実施内容 (令和6年8月時点)

社会福祉法第106条の4第2項		北九州市の取組み	
機能	既存制度の対象事業等		
【第1号】 包括的相談支援 ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ・ 受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。 ・ 複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐ。 ※法定事業の為、いのちをつなぐネットワークは含めていない。	【介護】 地域包括支援センターの運営 【障害】 障害者相談支援事業 【子ども】 利用者支援事業 【困窮】 自立相談支援事業	地域包括支援センターの運営 (地福) 障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業) (障害) 利用者支援事業 (子ども家庭センター型 (母子保健、児童福祉) (子支)/保育サービスコンシェルジュ事業 (子支)) いのちをつなぐネットワークコーナー (地福)	
	【第2号】 参加支援 ・ 地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う ・ 新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図る。	★新規事業	参加支援事業 (地福) ← 業務委託 いのちをつなぐネットワーク (つなげる)
	【第3号】 地域づくりに向けた支援 ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ・ 多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。 ※法定事業の為、いのちをつなぐネットワークは含めていない。	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの (地域介護予防活動支援事業) 【介護】 生活支援体制整備事業 【障害】 地域活動支援センター事業 【子ども】 地域子育て支援拠点事業 【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域介護予防活動実践者支援事業 (認介)/介護支援ボランティア事業 (介護)/高齢者いきがい活動支援事業 (長寿)/住民主体による生きがい・健康づくりの場推進事業 (地福) 生活支援体制整備事業/地域ケア会議推進事業 (地福) 地域活動支援センター事業 (障害) 地域子育て支援センター事業 (こ施企) 子育て支援総合コーディネーター事業 (こ施企) 親子ふれあいルーム (こ若生) 小地域福祉活動支援事業 (地福)
		【第4号】 アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能 関係機関や地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける	★新規事業
【第5号】 多機関協働 ・ 世帯を取り巻く支援関係者を調整する機能		★新規事業	いのちをつなぐネットワーク (つなげる)

北九州市の重層的支援体制整備事業 全体イメージ

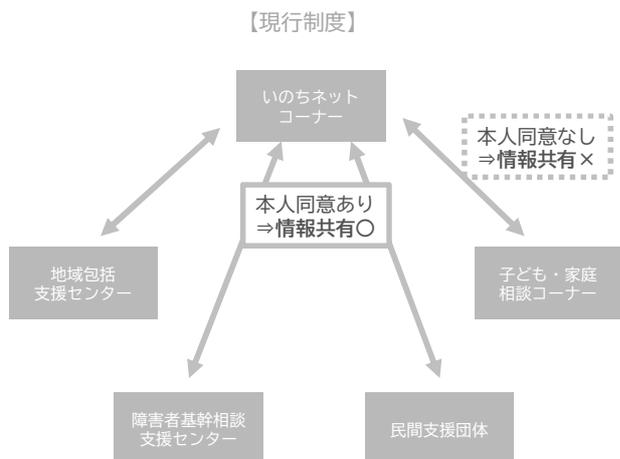




支援会議と重層的支援会議

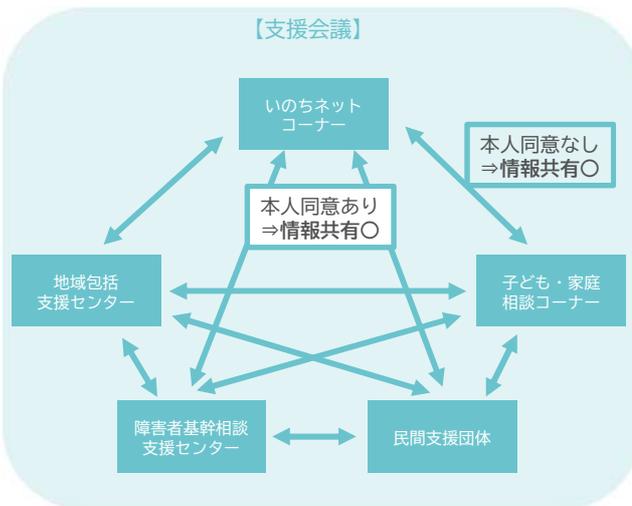
	支援会議	重層的支援会議
設置根拠	社会福祉法第106条の6	重層的支援体制整備事業実施要綱、事務マニュアル等
設置(開催)主体	多機関協働事業者 議長：保健福祉担当部長 事務局長：保健福祉課長 担当：いのちをつなぐネットワーク担当係長	多機関協働事業者 議長：保健福祉担当部長 事務局長：保健福祉課長 担当：いのちをつなぐネットワーク担当係長
対象	支援について本人同意がないケース	支援について本人同意があるケース
関係機関との情報共有	本人の同意がなくても可能 ・ 支援会議における情報等の提供は、個人情報保護に関する法令、その他の法令による守秘義務に違反しない。 ・ 第三者へ秘密を洩らした場合の罰則あり。(一年以下の懲役又は百万円以下の罰金)	本人の同意が必要
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> 気になる事案の情報提供・情報共有 見守りと支援方針の理解 緊急性がある事案への対応 	<ul style="list-style-type: none"> プランの適切性の協議 支援提供者によるプランの共有 プラン終結時等の評価 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

支援会議設置による変化



◆本人同意がないため、関係機関との間で情報の共有ができない。

◆世帯として状況を把握して初めて課題把握ができる事案であっても、本人同意がないと課題把握ができない。



◆本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能。

支援会議の構成員

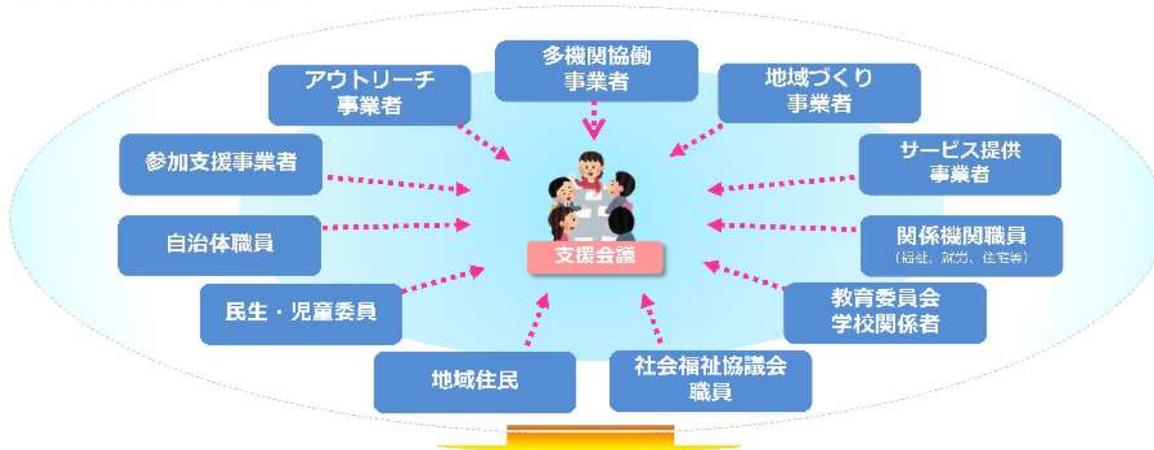
○ 支援会議の構成員については、主に以下の者や機関を想定している。

◆ 行政機関（労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等） ◆ 各分野の相談支援機関やコーディネーター ◆ サービス提供事業者 ◆ 医療機関 ◆ 協同組合 ◆ 学校 ◆ NPO ◆ 社会福祉法人 ◆ 地縁組織 ◆ ボランティア等の活動団体 ◆ 専門職団体 ◆ 民間企業 など

※ メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に支援会議のメンバーを案件や開催時期等によって異なるものとする可

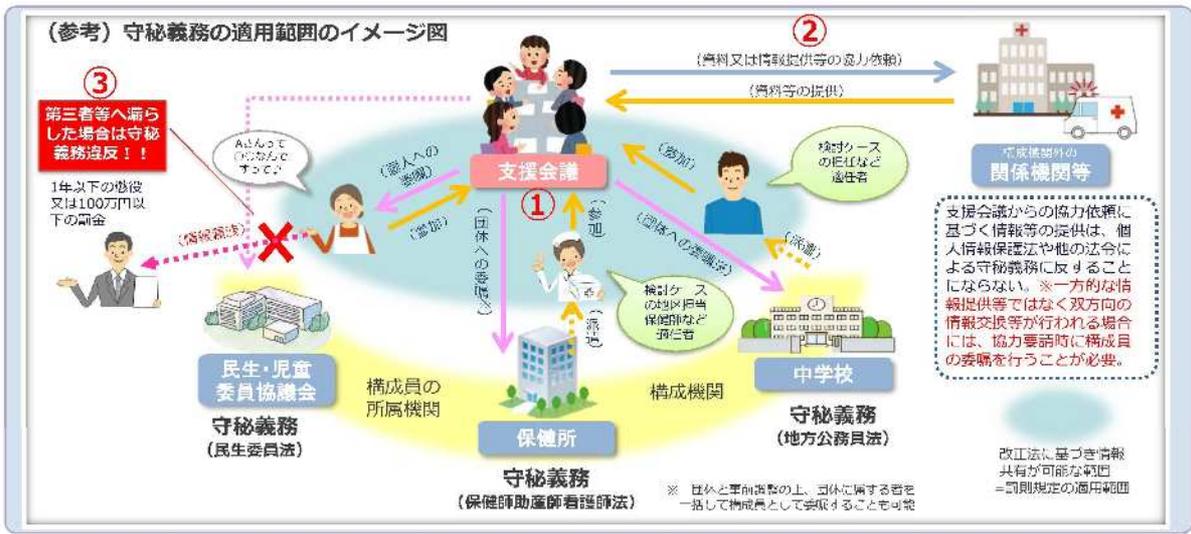
構成員への謝金など「支援会議の設置・運営に要する費用」については、**重層的支援体制整備事業の国庫負担対象経費として**取扱うものとする

（参考）支援会議の構成員のイメージ



関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることの体制づくりが各地域において推進される。

- ① 改正法では、重層的支援体制整備事業に関わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における課題を抱える住民に関する情報共有を行えるようにした。**
 - ② また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、**関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になる。**
 - ③ なお、支援会議の構成員は正当な理由なく、支援会議の中で共有された課題を抱える地域住民に関する個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される**ことになる。
- ※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**机務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。**



移行準備事業で見た成果

- (1) 分野横断的に取り組めるようになったこと
 - ① 制度の間で支援できなかったケース（ひきこもり、ゴミ屋敷）について、先を見据えた支援が一部できるようになった。
 - ② 対象者だけでなく、支援している同居の家族に実は支援が必要であったことが判明。ただ、支援できる制度が現時点ではないため、伴走支援でつながり続けることとしている。
 - ③ 分野横断的に取り組めるようになる第一歩として、支援会議を通して、支援関係機関の担当者との面識が持て、**相談をしやすい関係性の構築につながっている。**
- (2) 支援関係機関との連携体制構築の工夫
 - ① 新規ケースの場合は全員で支援の方向性や役割分担を協議するが、その後の支援については、個別で支援会議を開催し、定例会議の中で報告をすることとした。そうすることで、**個別のケースについてタイムリーな情報共有や、現場担当者の支援機会への参画が可能になり、協議から支援の流れがスムーズになった。**
 - ② 支援会議開催のハードルを低くして、個別具体的なケースについては、支援関係機関が得ている情報を詳細に集めたり、支援の進捗の確認や短期的な支援方針を定めて支援関係機関の役割分担を明確にしたりしている。
 - ③ 生活困窮者自立相談支援事業に多機関協働事業を重ね合わせることで、北九州市の従来の体制を活かした連携しやすい体制はある。
 - ④ 個別具体的なケースについては、他の支援関係機関の支援の進捗も多機関協働事業へ報告をするようにしている。
- (3) 事業の実施を通じて感じる変化
 - ① 会議説明用に共通の様式を作成した。それにより、支援の方向性や課題の本質を事前に明確にしたり、現在の支援の確認や今後必要としている支援を明らかにすることによって、課題の解きほぐしが進んだ。また、それによって会議メンバーの中で支援の方向性を共有できるようになった。
 - ② **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と参加支援事業を活用することで、多機関協働事業者の負担軽減につながったり、従前よりも手厚い支援を行うことができたりしている。**
 - ③ **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と参加支援事業が新たに追加されたことで、個別具体的なケースに関わる支援関係機関が増えた。**これにより、支援の見立ても多様になり、従前よりも手厚い支援を行うことができるようになってきていると考えられている。

移行準備事業で見た課題

(1) ケースの選定

- ① 制度に乗っているケースについては、すでに多機関で支援しており、どういう基準で重層事業の対象ケースとするかが課題。
- ② 対象ケースの判断が難しく、新規ケースが出てきづらい。
- ③ 各支援関係機関で対応に苦慮している個別具体のケースはあるものの、支援会議で取り扱うケースの選定に慎重になりすぎて、支援会議にケースがあがってこない。

(2) 支援会議・重層的支援会議の運営

- ① 大人数での会議であるため、個別ケースにじっくり時間をかけて検討することが難しく、結果として事前・事後の個別協議が必要となっており、会議をどういう位置づけにするかが課題。

(3) 情報共有・情報の集約について

- ① 支援関係機関の情報共有や多機関協働事業者に情報を集約することがなかなかできない。

(4) 各支援機関の重層事業に対する理解

- ① 各支援関係機関に重層事業や北九州市のスキームについて理解を促すことは必要だが、それ以上に、包括的な支援体制構築の理解を促すことも重要になる。

(5) その他

- ① 本人同意がないケースに対する事務処理手順の共通理解がない。
- ② 個別具体のケースに関して、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と参加支援事業の終結する際の終わり方については、丁寧に実施をする必要がある。
- ③ 多機関協働事業者と、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者・参加支援事業者は、物理的に離れたところで仕事をしているため、ツールの活用の他にも日頃から意思疎通や関係構築をする必要があるように感じる。